

栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第164号

改正 平成20年3月7日条例第18号

平成20年7月4日条例第34号

平成21年6月30日条例第32号

平成22年3月3日条例第6号

平成24年6月26日条例第29号

平成25年6月25日条例第23号

平成26年9月25日条例第88号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者の医療費の一部を助成し、心身障害者の適正な医療機会の確保及び心身障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている者であって、その者の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める1級に該当するもの
- (2) 療育手帳交付規則(平成12年宮城県規則第102号)に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害を有する者に限る。)に該当するもの

2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 心身障害者の父又は母であって、その心身障害者を現に監護しているもの
- (2) 心身障害者の父又は母以外の者であって、その心身障害者と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの(以下「養育者」という。)

(平21条例32・平22条例6・平26条例88・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例により助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受ける者を除く。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内に住所を有しないが、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける者
 - (3) 市内に住所を有しないが、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項及び第2項の規定の適用を受ける者
 - (4) 保護者が法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 20歳未満(20歳に達する月を含む。以下同じ。)の者であって、その者の保護者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるもの
 - (2) 20歳未満の者であって、その者を監護する父若しくは母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、その父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるもの
 - (3) 20歳未満の者であって、その者の養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、その養育者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるもの
 - (4) 20歳以上(20歳に達した月を除く。以下同じ。)の者であって、その者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるもの
 - (5) 20歳以上の者であって、その者の配偶者の前年の所得又はその者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるもの

(平20条例34・平21条例32・平24条例29・平25条例23・平26条例88・一部改正)

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)のうち国民健康保険法第42条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法

令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び付加給付の額がある場合は、その額（第13条において「医療給付額」という。）を控除するものとする。以下「一部負担金」という。）に相当する額を、当該助成対象者又はその保護者に助成するものとする。

2 前項の規定は、助成対象者又はその保護者が医療費を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めるときは、助成を行うことができるものとする。

（平20条例18・平21条例32・平26条例88・一部改正）

（受給資格の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた助成対象者又はその保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者又はその保護者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該助成対象者又はその保護者に通知するものとする。

（平21条例32・一部改正）

（所得額等の確認）

第6条 市長は、助成対象者又はその保護者から登録申請書又は更新申請書の提出を受けたときは、第3条第2項に定める所得の額及び一部負担金の額の審査又は決定をするために必要な限度において、市が保有する公簿等により確認することができるものとする。

（平21条例32・全改）

（受給者証の交付等）

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された助成対象者又はその保護者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届けなければならない。

3 受給者は、登録の有効期間の終了又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返納届を提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において助成対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(平21条例32・一部改正)

(助成の申請)

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の理由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(平21条例32・一部改正)

(助成金の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成すべき額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(平21条例32・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補填が行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(平26条例88・一部改正)

(助成金の返還)

第13条 市長は、受給者が助成金を受給した後において当該助成金に係る医療給付額が増額されたときは、当該増額された額に相当する額を返還させるものとする。

2 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(平21条例32・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の築館町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年築館町条例第11号)、若柳町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年若柳町条例第21号)、栗駒町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年栗駒町条例第23号)、高清水町乳幼児、児童および心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年高清水町条例第24号)、一迫町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年一迫町条例第36号)、瀬峰町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和58年瀬峰町条例第18号)、鶯沢町乳幼児及び心身障害者医療費助成に関する条例(昭和47年鶯沢町条例第28号)、金成町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年金成町条例第20号)、志波姫町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年志波姫町条例第8号)又は花山村乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和58年花山村条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月7日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月4日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月30日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月3日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月26日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月25日条例第88号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中栗原市心身障

害者医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号、第3条第2項、第4条第3項及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。